

事務所通信

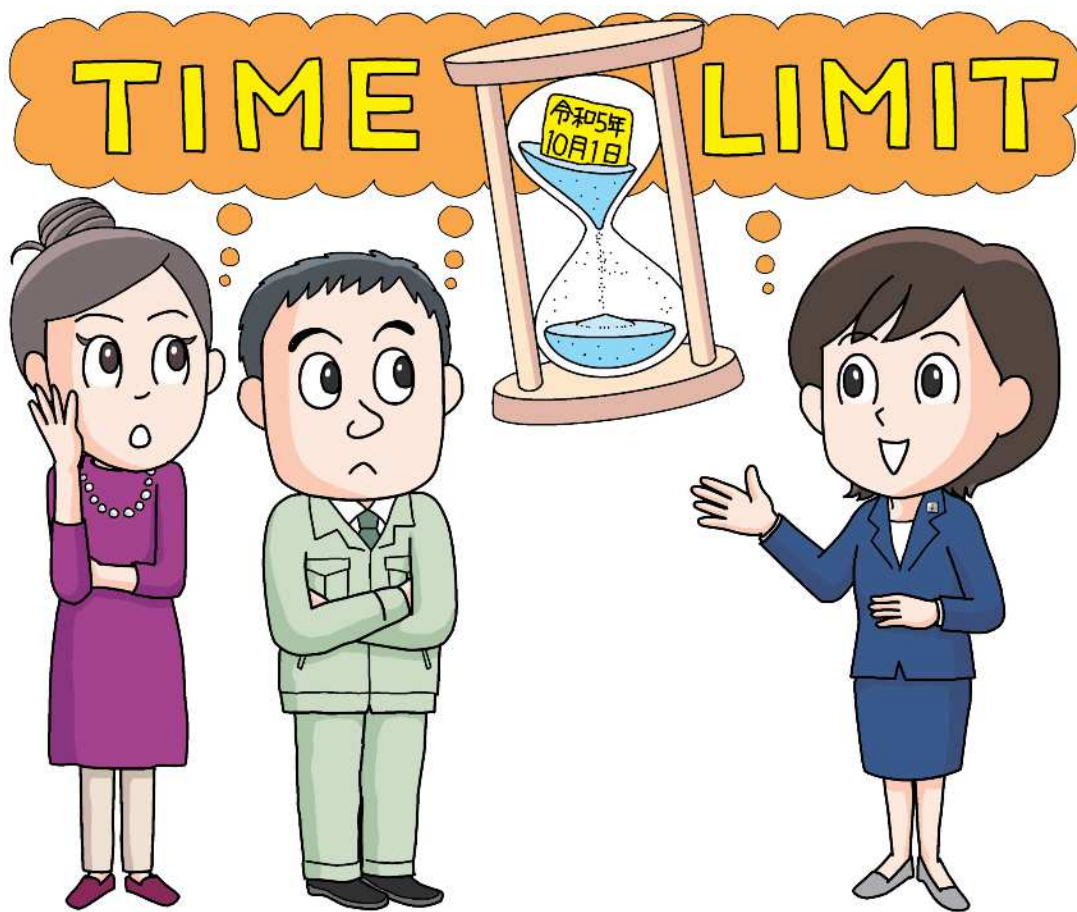
株式会社夢先案内人／鈴木尚剛税理士事務所

消費税インボイス制度特集号

準備を
万全に!

タイムリミットから見た インボイス対応の総点検

令和5年10月1日から消費税インボイス制度がスタート!



1 タイムリミットから逆算してみましょう

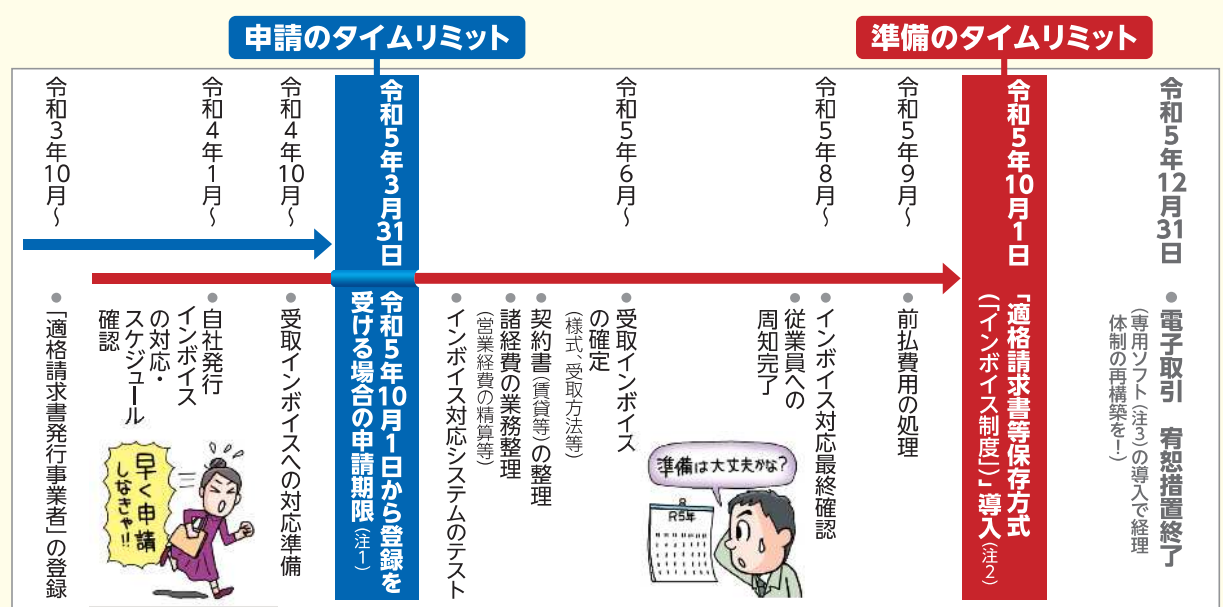


消費税インボイス制度への対応について、
大まかなスケジュールを教えてください。



インボイス制度は、令和5年10月1日から導入される
ので、そこから逆算して準備をすすめていきましょう。
案外、時間がありません。

(1) 逆算すると実はハードスケジュール (例) ※自社の対応は8頁の「点検表」をご使用ください。



- (注1) 令和5年10月1日から登録を受ける場合の申請期限
- 令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。
 - 特定期間の課税売上高等により新たに課税事業者となる事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になろうとする場合は、申請期限が令和5年6月30日まで延長されます。
上記①②までに申請書を提出することに困難な事情がある場合には、その困難な事情を記載した登録申請書を令和5年9月30日までに提出すれば、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます(この場合、登録番号がすぐには発行されないと想定されるためインボイスの発行にあたり注意が必要です)。
- (注2) 電子インボイスも開始されるので、電子データの保存*による仕入税額控除ができるようになります。
*電子インボイスによる保存の場合、電帳法と同様の保存要件を満たす必要がある。
- (注3) TKCの財務会計システム (FXシリーズ) の証憑保存機能の利用をおすすめします。



おさらい 消費税の 基礎知識 (概要)

- インボイス (適格請求書) とは**
インボイスとは、登録番号や取引内容、取引金額、消費税額など、法定事項が記載された請求書や納品書、レシート、領収書等のことです。
- インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは**
インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式です。インボイス制度が導入されると、売手側と買手側は新たな義務を負うことになります。
○売手側の義務：買手側 (課税事業者) から求められた場合はインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。
※交付義務が一部免除される場合がある (5頁参照)。
○買手側の義務：売手側 (適格請求書発行事業者) が発行したインボイスを保存しないと、原則、仕入税額控除 (右記4参照) ができなくなります。
○インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた課税事業者に限られ、免税事業者や登録を受けていない課税事業者はインボイスを発行できません。

3. 事業者が納付すべき消費税の計算

納付すべき消費税額 = 課税期間の課税の課税仕入れにかかる消費税額

※消費税及び地方消費税の負担と納付

	製造業者 M	卸売業者 W
取引	売上げ 50,000 消費税① 5,000	売上げ 70,000 消費税② 7,000
消費税	納付税額A ①=5,000	仕入れ 50,000 消費税① 5,000 納付税額B ②-①=2,000
	申告・納税	申告・納税

(2) インボイス発行は売手の義務、対応しないと取引先が困ることに

インボイス制度が導入されると、売手側（適格請求書発行事業者）は、買手側である取引相手（課税事業者）から求められたときは、原則としてインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません（下記「消費税の基礎知識」2参照）。

取引先に迷惑をかけないためにも、きちんと対応しておく必要があります。

2 自社の対応方針を決めておきましょう



まだ先のことだと思っていました。
登録申請を急がないといけませんね。



そうですね。貴社は課税事業者ですから、取引先との関係もありますので、すぐに申請してください。

(1) 適格請求書発行事業者の登録申請

課税事業者で適格請求書発行事業者の登録申請を予定しているところは、すぐに行いましょう。登録を済ませたら、自社の登録番号を全社員で情報共有します。

(2) インボイス対応の主な3つのケース

インボイス制度開始後は、主に次の3つのケースが考えられますので、それぞれの事業者に応じた対策を講じましょう。(注) 取引先がインボイスを必要としない消費者だけの場合、課税事業者であっても適格請求書発行事業者の登録を受けないという選択肢もあります。

- ① 適格請求書発行事業者（本則課税） ← 4頁以降で解説
- ② 適格請求書発行事業者（簡易課税）

※基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の場合、簡易課税制度の選択により、納税事務負担の軽減を図る。（簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスの保存は仕入税額控除の要件となりません）

③ 免税事業者

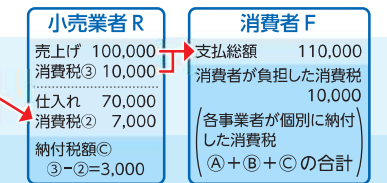
※基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等が1,000万円以下の事業者の場合（下記「消費税の基礎知識」5参照）、取引先から価格改定や取引の見直しを検討されることも視野に入れておく。

4頁から、適格請求書発行事業者（本則課税）のケースで、実務対応の例を解説しています。

方法（計算式）

売上げにかかる消費税額 — 課税期間

の流れ



消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。（単位：円）

申告・納税

4. 仕入税額控除

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。例えば、小売業者は商品を消費者に販売した代金を消費税を含めて受け取り、卸売業者等から仕入れ及び経費を支払った際に消費税を含めて代金を支払います。この販売時に「受け取った消費税（課税売上げに対する消費税）」から仕入れ・経費支払い時に「支払った消費税（課税仕入れに対する消費税）」を差し引いて消費税を納めるしくみを、「仕入税額控除」といいます。

5. 課税事業者と免税事業者

- 課税事業者：その課税期間の基準期間^{※1)}の課税売上高が1,000万円超の事業者又は特定期間^{※2)}の課税売上高等が1,000万円超の事業者は課税事業者になり、消費税の申告・納付が必要です。
- 免税事業者：基準期間^{※1)}の課税売上高及び特定期間^{※2)}の課税売上高等が1,000万円以下の事業者は免税事業者になり、原則として消費税の申告・納付が免除されています。なお、免税事業者も課税事業者を選択することができます。

※1) 基準期間：個人事業者ではその年の前々年、法人では原則その事業年度の前々事業年度。
 ※2) 特定期間：個人事業者ではその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人では原則その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間。

3 タイムリミットまでにやっておくべきことは？

※適格請求書発行事業者（本則課税）のケース



適格請求書発行事業者の登録申請をしました。令和5年10月のインボイス制度開始までに、これからどのような対応が必要でしょうか？



自社が発行する請求書等をインボイスに対応させること、取引先が発行したインボイスの受け取りに対応することなどが重要です。まずは、自社が発行する請求書等をインボイスに対応させることから始めましょう。

(1) 自社が発行する請求書等のインボイス対応から始めよう

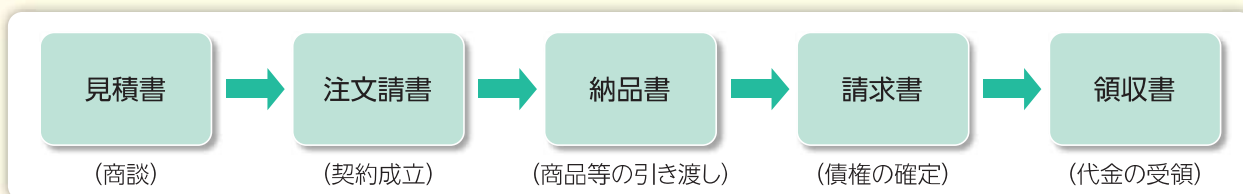
自社が発行する請求書等をインボイスに対応させるには、以下に解説するさまざまな手続きが必要です。

※自社の請求書等の対応は、遅くとも令和4年中に完了させましょう。

① 自社が発行する書類を確認する

インボイスとは、請求書、納品書、領収書、レシート等の書類の名称に関係なく、登録番号や取引内容、取引金額、消費税額など法定の記載事項が記載された書類のことです。まずは、自社の商流をもとに、自社が発行している書類のうち、取引先に消費税額を通知している書類を確認しましょう。

■ 商流に沿って発行される一般的な書類



② 発行している書類の様式を確認する

次に、自社が発行している書類の様式を確認します。インボイスでは、これまで（現在の区分記載請求書等保存方式）の記載事項のほか、新たに「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額」の記載が必要になります。

また、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業のように、不特定かつ多数の者を相手に事業を行う事業者は、インボイスに代えて、いわゆるレシートのように記載項目が簡略化された「簡易インボイス（適格簡易請求書）」を発行することができます。



■ インボイスの法定記載事項と様式例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

適用税率及び消費税額等の記載

■ 簡易インボイスの法定記載事項と様式例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー〇〇
東京都.....
登録番号 T123345...

××年3月1日

領収書

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324 (内消費税額 ¥24)
10%対象		¥550 (内消費税額 ¥50)
※ 軽減税率対象	お預かり	¥1,000
※ 軽減税率対象	お釣	¥126

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能

国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」(令和4年7月)を基に作成

【インボイスの発行が免除されるケース】

自動販売機や公共交通機関等ではインボイスの発行義務が一部免除されます。

■ 自動販売機等による代金の受領の例

コインランドリー、コインロッカー、自動販売機による飲食料品等の販売など、機械装置のみで代金の受領やサービス提供を行う場合	税込金額が3万円未満であれば、インボイスの発行が免除
スーパーに設置するセルフレジ、飲食店に設置する食券の販売機など、単に機械装置によって代金の精算を行う場合	インボイスの発行が必要

【取引の都度、請求書等の書類を交付していない取引(例：駐車場等の賃貸)の対応】

駐車場等の賃貸などは、契約書に、インボイスとして必要な情報(登録番号、適用税率、消費税額等)の記載が必要になります。また、既存の契約書など、必要な情報が記載されていないものについては、取引先に別途、必要な情報を通知する必要があります。

③ インボイスにする書類を確定する

確認した請求書等の書類の中から、インボイスにする書類を確定します。

インボイスは、ひとつの書類のみですべての記載事項を満たす必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば書類全体でインボイスとすることができます。

BtoB取引の事業者において、取引の都度、取引先に商品名を記載した納品書を交付し、請求については、1か月分をまとめた請求書を交付しているケースでは、「納品書をインボイスとする」、または「請求書をインボイスとする」、あるいは「納品書と請求書を合わせてインボイスとする」の方法があり、何をインボイスにするかを決めなければなりません。

小売業などBtoC取引の事業者の場合は、レシートをインボイスとすることができます。

※適格請求書発行事業者は交付したインボイスの写しの保存が必要です。

④ 請求書等に記載する取引金額等の表示方法を定める



インボイスには、税率ごとに区分した消費税額等を記載する必要がありますが、1円未満の端数はどのように処理するのですか？

税額の端数計算は、切り捨て、切り上げ、四捨五入を自由に設定することができます。ただし、端数処理は、1つのインボイスにつき税率ごとに1回です。商品明細ごとの端数処理はできません。



様式例

〈認められる例〉							〈認められない例〉						
請求書							請求書						
株〇〇御中				××年11月30日			株〇〇御中				××年11月30日		
				(株△△)							(株△△)		
請求金額(税込み) 60,197円				(T123…)			請求金額(税込み) 60,195円				(T123…)		
※は軽減税率対象							※は軽減税率対象						
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額		取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—		11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—		11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	1,055
11/15	花	57	77	4,389	—		11/15	花	57	77	4,389	438	438
11/15	肥料	57	417	23,769	—		11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	2,376
8%対象計				27,060	端数処理	2,164	8%対象計				27,060	端数処理	2,163
10%対象計				28,158	端数処理	2,815	10%対象計				28,158	端数処理	2,814
							合 算						

出典:「電子取引・インボイス対応ワークブック Vol.2」(監修:TKC全国会システム委員会、著者:株式会社TKC)

⑤ 利用しているシステムのインボイス対応を確認する

インボイスとする書類の作成方法(販売購買管理システム、手書き、Excel、レジ等の種別)を把握し、現在のシステムがインボイス制度に対応できるのかについて、早急に確認しましょう。令和5年9月以前に、インボイスを発行しても問題はないため、令和5年の春を目途に対応を進めましょう。

※TKCのFXクラウドシリーズは令和4年10月、SXシリーズは令和4年11月にインボイスを発行できるようになります。

⑥ 取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る

自社が交付したインボイスは、課税事業者である取引先では仕入税額控除のために保存の必要があるため、どの書類をインボイスとするか、取引先へ丁寧に説明し、了解を得ておきましょう。

⑦ 発行したインボイスの写しの保存方法を確定する

取引先に交付したインボイスの写しを保存する必要があるため、保存方法について検討しましょう。

(2) 取引先が発行したインボイスの受け取りについての対応



仕入先等から受け取るインボイスへの対応はどうすればよいでしょうか？



仕入先等に、「適格請求書発行事業者の登録の有無」「受領するインボイスの様式」「インボイスの受領方法」を確認する必要があります。

取引先のインボイス対応については、現状では、令和5年にならないと判明しないことも多くありますが、令和5年10月までに、以下の点について対応が必要になります。

特に、小規模な事業者からの仕入れや外注があるときは、相手に適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況を確認する必要があります。

① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認

② 取引先からのインボイスの受取方法の確認

③ 事前に受け取ったインボイスの様式確認

(項目が不足している場合は是正を依頼)

④ 受け取ったインボイスからどのように仕訳を計上するか、またそのタイミングを決定

⑤ 受け取ったインボイスの保存方法の確定



取引先から受け取るインボイスの対応はこれからです！

【口座振込や口座振替で支払いが行われる取引の対応】

事務所の家賃など、銀行の口座振込や口座振替によって支払いが行われ、取引の都度、請求書等が発行されない取引についても原則として適格請求書の保存が必要なため、次のように対応します。

- 口座振込：請求書等の代わりに「振込金受取書」と「賃貸借契約書」を保存する。
- 口座振替：帳簿に「口座振替のため」等と記載をするとともに「賃貸借契約書」、銀行口座に係る「通帳」を保存する。

借主は、「賃貸借契約書」「振込金受取書」等の保存に加え、記載が不足している「登録番号」「適用税率」や「消費税額」等について貸主から別途通知を受けて保存します。

4 制度開始までにやるべきことの点検表

1. 令和4年中に対応すべきこと			
①タイムリミットから逆算し、インボイス対応のスケジュールを確認する	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②自社が発行する書類にどのようなものがあるかを確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③インボイスにする書類を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④自社が発行するインボイスが記載要件を満たしているかどうかを確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤税率ごとの消費税額の端数計算の方法（切り捨て・切り上げ・四捨五入）を決める	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥請求書等に記載する取引金額等の表示方法（税込み又は税抜き）を決める	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑦取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑧自社が発行するインボイスの写しの保存方法を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑨会計システム、請求書発行システム、レジ、POSシステムに必要な対応を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
2. 令和5年3月までに対応すべきこと			
①適格請求書発行事業者登録の申請（10月1日から適格請求書発行事業者となるための申請期限）	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
3. 令和5年10月までに対応すべきこと			
①インボイス対応システムのテストを行う	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②自社が発行するインボイスについての最終確認を行う	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④免税事業者等 [※] からの仕入れ等の対応方法を決定する <small>※) 未登録の課税事業者を含む。</small>	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤取引先が発行するインボイスの様式、受取方法について取引先と打ち合わせして、確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥受け取ったインボイスからの仕訳計上とそのタイミングを決定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑦受け取ったインボイスの保存方法を確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑧従業員へ研修等を行い、周知を完了する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>